

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第171号 平成26(2014)年11月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

古代逸年号に関わる疑念 その1

名古屋市 石田敬一

1 古代逸年号は私年号か

古代逸年号について、公式のものであったのかどうか、またその存在そのものが事実であったのかどうか疑問視する声があります。こうした疑念は、そもそも発見されている事例が少ないことにあります。古代逸年号は社寺の縁起を始め全国各地に伝承として数多く存在しますが、木簡や墓誌などを含めた広い意味での金石文としては、さほど見つかっていません。さらに多くの証拠があれば、その存在の理解者が増えると思います。

大宝より前の古代逸年号で広義の金石文に記されたものは、次のとおり白雉、白鳳、朱鳥、大化の各一つずつです。これらは、すべて『日本書紀』（以下「書紀」という。）に記述される大化（645年～650年）、白雉（650年～654年）、朱鳥（686年）の各年号と、『続日本紀』神亀元年冬十月条（724年）の聖武天皇の詔報記事「**白鳳以来、朱雀以前、年代玄遠にして尋問明め難し**」の白鳳と同じ年号名で

す。次の近畿天皇家の史書に記述がある同名の年号以外に、古代逸年号は金石文として発見されていません。

A 奉納白雉二年（651又は652年）
愛媛県西条市福岡八幡神社の能面

B 白鳳壬申（672年）

『筑前国続風土記附録』記述の濡衣の塔の
石龕

C 朱鳥三年戊子十一月八日（688年）

滋賀県の鬼室集斯（百済亡命者）の墓碑

D 大化五子年（699年） 茨城出土の土器

注. 括弧書き内の数字は想定される西暦年。

このように金石文として古代逸年号が残っている事例はあまり多くはありません。しかし、大宝以後の近畿天皇家の年号の金石文についても、多数発見されているわけではありません。広義の金石文に奈良時代の年号が記述されたものは私が調べた限りでは表1のとおりです。

公式といわれる年号の発見事例についても、古代逸年号と同様に多くはないように思われます。大宝以後の年号についても金石文が数多く発見されてはいませんので、古代逸年号の史料が少ないからといって、これを否定したり私年号であると主張することは妥当ではありません。

大宝以降の近畿天皇家の年号だけを公式として、それ以外の古代逸年号を私年号と呼ぶのはいかがなものかと思います。

表 1

年号を記述している金石文等

年号	西暦	発掘場所など (特に注釈無きものは木簡)
大寶	元年	701 九州大学構内元岡遺跡
	三年	703 藤原宮跡
慶雲	四年	707 奈良県宇陀市文祢麻呂墓の銅板
		奈良県威奈大村骨蔵器
和銅	元年	708 岡山県下道因勝・因依母夫人骨蔵口
	三年	710 鳥取県伊福吉部徳足比売骨蔵器
	四年	711 山口県美祢市長登銅山
		群馬県高崎市多胡碑
七年	714 奈良県天理市憎道薬墓誌	
靈龜	元年 ～ 三年	715 ～ 717 なし
養老	元年	717 滋賀県大津市超明寺断碑
		奈良市元明天皇陵碑
	七年	723 徳島県名西郡石井町中王子神社阿波国造墓碑
		奈良市太安萬侶墓誌
神龜	三年	726 山口県美祢市長登銅山
		群馬県高崎市金井沢碑
	六年	729 奈良県小治田安萬侶墓誌

年号	西暦	発掘場所など (特に注釈無きものは木簡)
天平	二年	730 奈良県美努岡萬墓誌
	二年 ～ 五年	730 ～ 733 山口県美祢市長登銅山
	七年	735 新潟県上越市延命寺遺跡
	十七年	745 平城宮跡
	二十一年	749 奈良県行基骨蔵器
天平感宝	元年	749 なし
天平勝宝	元年 ～ 八年	749 ～ 756 なし
天平宝字	六年	762 宮城県多賀城碑
		大阪府石川年足墓誌
天平神護	二年	766 宮城県多賀城跡
神護景雲	元年 ～ 四年	767 ～ 770 なし
宝龜	七年	776 大阪府高屋枚人墓誌
	九年	778 五條市宇智川摩崖経碑
天応	元年	781 なし

2 古代逸年号の金石文発見はなぜ少ないのか

大宝以後の年号についても金石文として発見されているものは決して多くはありませんが、古代逸年号が金石文に少ないのはなぜでしょうか。先に示したとおり、『日本書紀』に出現する大化、白雉、朱鳥の各年号と、『続日本紀』の白鳳、朱雀のうち、金石文が発見されているものは、大化、白雉、朱鳥、白鳳のみであって、朱雀とともに、これら以外の『二中歴』などの史料に示されている年号は発見されていません。

現段階の発見状況から判断するに、実際に使われていたのは王朝の中枢など公的な場や神社などの知識人が集う所の公的な文書に限られていたからだと推測します。『続日本紀』の聖武天皇の詔報の場合も僧徒に対するものであって一般庶民向けではありません。また文書に発見されている多くの古代逸年号は神社・寺院の由来などに数多く記述されているものです。

したがって、古代逸年号は、一般に使用されていたとするよりは、基本的には公的な場や公式文書で使われていたとする方が妥当ではない

かと思えます。

さらに、法興年号が上宮法皇や法王大王など当時の権力者と共に記述されていることと合せて考えれば、古代逸年号はまさに公的な場で使われており、私年号と呼ぶのは全く疑問です。

3 年号「法興」は法興寺の名称から名付けたのか

中国の皇帝を天子と仰ぎ君臣関係を結んだ周辺国々は、臣下の国として中国王朝の年号や暦をその周辺国の公式な年号・暦として使うよう定められました。これを「正朔を奉ずる」といい、年号は天子がその権力を示す特別な意味があります。したがって、中国の周辺諸国が、こうした中国の冊封体制から抜けだし、その国の王者が権力を誇示しようとしたとき、年号と暦が重要なファクターになるのは当然のことでしょう。

その国の天子が、仏法を興そうとする強い意志を持っていたとしたら、まず法興という寺を造るのではなく、法興という年号を作ったと考えるのが筋です。そして、これに呼応してその名を冠する寺、法興寺を建立したと考えるのが常識的だと思います。

大宝以降の年号の改元理由の例には、表2のとおり色々あります。

表2 大宝以降の年号の改元理由

年号	改元理由
大宝	対馬から金の献上
慶雲	瑞雲の発現
和銅	和銅の献上
霊亀	瑞亀の献上
養老	養老の滝の命名
神亀	白亀の出現
天平	天王貴平知百年の文字を背に負った瑞亀の献上

しかし、私が知る限り寺名から年号ができた例はありません。これに対して年号名に因んで、寺名ができた例を歴史はいくつか提示しています。

たとえば、比叡山延暦寺のホームページによれば、最澄は延暦七年（788年）に薬師如来を本尊とする一乗止観院を創建して比叡山を開きました。そして、延暦寺は日本の国を鎮め護る寺として朝廷から大きな期待をされ、桓武天皇時代の年号「延暦」を寺号に賜ったとされます。ただ、それが許されたのは、最澄の没後、弘仁十四年（824年）のことでしたので、王者の権力の象徴である年号を寺名にすることは特別なことであり、たいへん困難を伴ったようです。

随分と後の時代になりますが、永禄七年（1564年）、福島県須賀川市に開山された永禄寺が年号に因んで永禄寺と名付けられた際には、比叡山の僧侶らが大いに反対し延暦寺の大僧正に訴えたとのことでした。

また、このほかに年号から寺名が付いた例としては、光孝天皇の勅願で仁和二年（886年）に建て始められた仁和寺があります。崩御した光孝天皇の遺志を引き継いだ宇多天皇によって、年号「仁和」をとって仁和寺と号したとされます。

このように、延暦寺や仁和寺などは年号から寺名が付けられた事例であり、これらの事実に照らせば、年号「法興」があつて、これに因んで法興寺の寺名が生まれたと考えねばなりません。

さらに、古代逸年号においても、年号から寺名が名付けられた事例があります。丹生山明要寺は、古代逸年号の「明要」から付けられたとされます。

『丹生山明要寺文書』には
欽明天皇御宇百済国在云童男行者得邇尊者
・・・(中略)・・・

明要元年辛酉三月三日始開山岳造仏閣
とあり、この文書に従えば、明要寺の寺名は、年号に因んで付けられたと考えられます。

なお、古田武彦氏も『古代は輝いていたⅢ』（昭和60年4月、朝日新聞社）で丹生山明要寺の寺名が年号「明要」から付けられていると述べられています。

「九州年号=倭国年号」は、決して九州内部のみにとどまるものではなかった。それを端的にしめすもの、それは播磨なる丹生山明要寺(神戸市)の名だ。この「明要」は九州年号である。なぜなら、現存する文亀3年(1503)の文書、沙門祐賢の「勸進」文書に、この寺の創立が、

明要元年辛酉3月3日

であったことが記されている。この干支は、先の「九州年号対比表Ⅰ」のしめす「明要元年」の干支と一致している。欽明2年(541)だ。

このように、播磨の寺号に「九州年号」があらわれている。

(『古代は輝いていた』Ⅲ、P65～66)

こうした事例から判断すれば、寺名から年号が付けられたとするのではなく、年号から寺名が付けられたと理解しなければなりません。

しかし、一般的には表3の年表のように、法興元年以前に法興寺は起工されたので、その時系列に従い法興寺の寺名に因んで年号「法興」ができたと解釈されます。

表3 法興寺創建年表

西暦	書紀年等	関連記事
587	用明二年	起法興寺
588	崇峻元年	始作法興寺
590	崇峻三年 十月	入山取寺材
591	法興元年	—
592	崇峻五年 十月	起大法興寺仏堂歩廊
593	推古元年 正月	以仏舎利置干法法興寺刹柱礎中、建刹柱
596	推古四年 十一月	法興寺造竟

用明二年(崇峻即位前記)に「起法興寺」とあります。

蘇我大臣亦依本願、於飛鳥地起法興寺

蘇我大臣、また本願の依に飛鳥の地に法興寺を起工す。(読み下しは石田による。以下同じ。)

私は、「法興寺」と命名された時期は起工時ではないと思います。

たとえば、先述した仁和寺は、光孝天皇の勅願で仁和二年(886年)に建て始められ、仁和四年(888年)の落成時には、西山御願寺と称されました。その後、年号をとって仁和寺と号されたとされます。このように寺名の命名時期は起工時ではなく創建時以降ということになります。

年号を寺名に命名したものをあげると表4のとおりです。

表4 年号を寺号とした寺

寺名	創建
丹生山明要寺	明要元年(541年)
法興寺	法興6年(596年)
比叡山延暦寺	延暦7年(788年)
醫王山大同寺	大同2年(807年)
大内山仁和寺	仁和4年(888年)
長和寺	長和年間(1011年～1015年)
東山建仁寺	建仁2年(1202年)
広福山長祿寺	長祿元年(1457年)
永祿寺	永祿7年(1564年)

これらの例から分かることは、命名時期は起工時ではありえず、創建時若しくは創建時以降であるということです。この中で命名時期が起工時ではなく創建時以降であることが明確にわかるのは、丹生山明要寺の明要元年や長祿寺の長祿元年でしょう。それぞれ起工は完成時より数年前ですから、起工時に年号を冠する寺名を命名できなかったことは自明です。

つまり、寺名の命名は創建時以降にされたものであり、これらの例に従えば、法興寺の場合も、法興寺と命名されたのは、寺が完成した「法興寺造竟」の推古四年以降になるでしょう。

書紀では、後に法興寺と命名された寺の起工と経過が分かるように、「起法興寺」「始作法興

寺」などと記述されたのです。文の前後から法興寺のことであると分かれば、固有名詞を記さず、単に寺を起工するという表現でも良かったのですが、これらの前後に記述されている推古元年の四天王寺や推古二年の櫻井寺の記述と誤解をさける意味もあって、「法興寺」と示したのであらうと思われます。

なお、寺名の整理が行われた記事を理由に、法興寺の命名はこの時であると唱える説もあります。書紀の天武八年四月に次のとおり寺名を定める記事があります。

夏四月辛亥朔乙卯詔曰。商量諸有食封寺所由。而可加加之可除之。是日定諸寺名也。

夏四月辛亥の朔^{いつぼう}乙卯に詔して曰はく「諸々の食封有る寺の所由を商量り加えるべきは加え除すべきは除せ」と。是の日に諸寺の名を定む。

つまり、寺の正式名称は天武八年(679年)になって定められたもので、用明や崇峻の時代に法興寺と名付けられていたかどうかはわからないとするものです。しかし、この記事は、創建時の寺名が法興寺であった可能性を否定するものではありません。

以上、述べてきたとおり、法興寺の寺名から年号「法興」が名付けられたとする説は根拠が乏しく疑問であり、年号「法興」に起因して寺名を法興寺にされたとするのが妥当であると考えます。

遣隋使と遣唐使を探る

一宮市 竹蔦正雄

I. はじめに

遣隋使・遣唐使とは、我国から隋・唐王朝に派遣された使者のことである。その派遣の記録は、中国と日本の両国の史書に記載されている。中国史書は『隋書』『旧唐書』で、日本史書は『日本書紀』である。これらの史書の記載内容を比較して、遣隋使・遣唐使のあり方を探ってみる。

参考資料は、中国史書は岩波文庫『新訂 中国正史日本伝(1)』¹、魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』・同文庫『同(2)』² 旧唐書倭国日本伝・宋史日本伝・元史日本伝』(以下「岩波文庫『日本伝』1・2」という。)で、日本史書は新編日本古典文学全集3『日本書紀』②³ と同4『同』③⁴ (以下「新編『書紀』②・③」という。)を用いた。

II. 『隋書』倭国伝・『旧唐書』倭国・日本伝と『日本書紀』の比較

1. 『隋書』倭国伝と『日本書紀』

『隋書』倭国伝の構成をみると、倭国の魏代の記録は『後漢書』倭伝によると思われる。それは「邪靡堆に都す」に表れている。これは『後漢書』の文注「案今名邪摩惟音之訛也」の「惟」を直前の「邪馬臺國」より「堆・タイ」の誤りとみて「邪靡(摩の誤り)堆」と記したのである。さらに「邪馬臺國」の前の「大倭王」の音を「タイオウ」と読み、大倭王の国であるから日本の地を「大倭国・タイコク」と解釈し、『三国志』および『後漢書』の冒頭の「倭」を「倭」にしたことで分かる。

隋代の記録は倭国からの使者の朝貢年により「開皇二十年」「大業三年」「明年(大業四年)」と区切られている。そして、各区切りの記載内容は、開皇二十年の記事に「上、所司をしてその風俗を訪ねさす」とあるように、朝貢ごとに倭国

*1 岩波文庫『新訂 中国正史日本伝(1)』: 石原道博編訳、岩波書店、1985年5月

*2 岩波文庫『新訂 中国正史日本伝(2)』: 石原道博編訳、岩波書店、1986年4月

*3 新編日本古典文学全集3『日本書紀』②: 小島憲之始め5名校注・訳、小学館、1996年10月

*4 新編日本古典文学全集4『日本書紀』③: 小島憲之始め5名校注・訳、小学館、1998年6月

*5 岩波文庫版では、原文を校訂しているが、次の語句については、原文とおりとした。

倭(原文、列伝)→倭(岩波文庫版)、多利思北孤(原文)→多利思北孤(岩波文庫版)

なお、列伝では「倭」、帝紀では「倭」と記述されている。

の出来事・風俗を使者に問い、それを記録したものである。

この区切り内の記録と『日本書紀』の記録とを比較していく。

1) 開皇二十年(600年、推古八年)

①『隋書』

*開皇二十年、

倭王あり、姓は阿每、字は多利思北孤、阿輩雞彌と号す。

使を遣わし闕に詣る。上、所司をしてその風俗を訪わしむ。使者言う、「倭王、…(略)…」と。高祖いわく「これ大いに義理なし」と。ここにおいて訓えて、これを改めしむ。

王の妻は雞彌と号す。後宮に女六、七百人あり。太子を名づけて利歌彌多弗利となす。城郭なし。

(岩波文庫『日本伝』1、67頁)

②『日本書紀』

隋への使者の派遣記録なし。次の任那への派兵記録があるだけである。

*推古八年春二月に、

新羅が任那と相攻む。天皇、任那を救はむと欲す。

(新編『書紀』2、535頁)

③『隋書』

*内官に十二等あり、一を大徳といい、次は小徳、次は大仁、次は小仁、次は大義、次は小義、次は大礼、次は小礼、次は大智、次は小智、次は大信、次は小信、員に定数なし。

(岩波文庫『日本伝』1、68頁)

④『日本書紀』

推古八年には該当記録なし。推古十一年十二月の条に類似記録がある。

*推古十一年(603)十二月の戊辰の朔にして壬申に、始めて冠位を行ふ。

大徳・小徳・大仁・小仁・大礼・小礼・大信・小信・大義・小義・大智・小智、并せて十二階、並に当色の緹を以て縫へり。

(新編『書紀』2、541頁)

『隋書』の倭国風俗記事に

隋に至り、その王始めて冠を制す。

(岩波文庫『日本伝』1、69頁)

とあり、倭国では、隋が建国された581年から、使が派遣された600年までの間に、冠位十二階の施行があったことが分かる。

つまり、『隋書』の記録は、推古朝が施行する以前に、すでに倭国で施行されていたことを意味し、推古朝以外の王朝での施行記録であることを示している。

2) 大業三年(607年、推古十五年)

①『隋書』

*大業三年、

その王多利思北孤、使を遣わして朝貢す。使者いわく、「聞く、海西の菩薩天子、重ねて仏法を興すと。故に遣わして朝拝せしめ、兼ねて沙門數十人、来って仏法を学ばす」と。

その国書にいわく、「日出ずる処の天子、日没する処の天子に書を致す、恙なきや、云云」と。

帝、之を覽て悦ばず、鴻臚卿にいつていわく、「蛮夷の書、無礼なる者あり。復以て聞するなかれ」と。

(岩波文庫『日本伝』1、71頁)

②『日本書紀』

* (推古十五年) 秋七月の戊申の朔にして庚戌に、大礼小野臣妹子を大唐に遣わす。鞍作福利を以て通事とす。

(新編『書紀』2、556頁)

『隋書』の記録に対して、『日本書紀』の記録は唯一の一行である。また、翌年の推古十六年九月の条にある「唐客裴世清、罷り帰りぬ」ときに、小野妹子臣を再び遣わした記録と比べると、誠に貧弱な使者で、小野臣と福利の二人だけであった。これに比べ、多利思北孤王朝は沙門數十人と国書を送っている。これを見ても『隋書』の記録は推古朝の記録ではない。

3) 大業四年(608年、推古十六年)

①『隋書』

*明年(大業四年)、

上、文林郎裴清を遣わして倭国に使いせしむ。百済を度り、行きて竹島に至り、南に舂羅国を望み、都斯麻国を経、廻かに大海の中にあり。又東して一支国に至り、又竹斯国に至り、また東して秦王国に至る。其の人華夏に同じ、以て夷洲となすも、疑

うらくは、明らかにすること能わざるなり。又十余国を経て海岸に達す。竹斯国より以東は、皆倭に附庸す。

(岩波文庫『日本伝』1、71頁)

②『日本書紀』

* (推古) 十六年の夏四月に、小野臣妹子、大唐より至る。唐国、妹子臣を号けて蘇因高と曰ふ。即ち大唐使人裴世清・下客十二人、妹子臣に従いて筑紫に至る。

(新編『書紀』2、556頁)

この条は、隋国の使者が来訪したときの記録である。使者の名は『隋書』では「裴清」、書紀では裴世清と異なるが、前出の岩波文庫『日本伝』1の71頁末行の「注(2)」に

*『北史』には裴世清とする。『隋書』は唐第二代太宗のいみな李世民のをさけて裴清としたのであろう。

(岩波文庫『日本伝』1、71頁注書)

とある。

つまり「世」を避けた理由は、『隋書』は太宗在位(627～649年)中の636年に完成したのに対し、『北史』は没後の659年に公認された書による違いと考えられる。これは書紀の編纂者が、すでに示したように推古朝でない王朝の記録を記した『隋書』を嫌い、『北史』および他の史書を参考にしたことによると考える。

因みに、裴(世)清の来訪ルートであるが、『三国史記』百濟本紀・武王九(608)年の条に

隋ノ文林郎裴清使ヲ倭国ニ奉ジ、我が国ノ南路ヲ經

(新編『書紀』2、556頁頭注)

とあるので、「竹島」は半島の南西角にある珍島チントを指していると考えられる。

③『隋書』

* 倭王、小徳阿輩台を遣わし、数百人を従え、儀仗を設け、鼓角を鳴らして、来り迎えしむ。後十日、また大礼哥多毗を遣わし、二百餘騎を従え郊勞せしむ。既に彼の都に至る。

(岩波文庫『日本伝』1、72頁)

④『日本書紀』

* (推古十六年夏四月)

難波吉士雄成を遣して、大唐客裴世清等を召す。唐客の為に、更に新しき館を難波の高麗館の上に造る。

* 六月の壬寅の朔にして丙辰に^{15日}

客等難波津に泊つ。是の日に、飾船三十艘を以ちて、客等を江口に迎えて新しき館に安置らしむ。是に中臣宮地連烏磨呂・大河内直糠手・船史王平を以ちて掌客とす。

* 秋八月の辛丑の朔にして癸卯に^{3日}

唐客、京に入る。是の日に、飾騎七十五匹を遣して、唐客を海石榴市の衢に迎ふ。額田部比羅夫、以ちて礼辞を告す。(新編『書紀』2、556・557頁)

竹斯国に到着した裴清等に対し、倭王は小徳阿輩臺を遣わして出迎えさせ、(疲れの取れた)十日後に大礼哥多毗を遣わして、郊外(都の近郊)で慰労した様子が記録されている。

裴清等が到着した所は、文脈からして博多湾沿岸の地で、那の大津と呼ばれた那珂川河口か、現在大濠公園となっている所であったと推測される。裴清等はこの地で迎えられ、慰労されたのである。そして、日にちを空けることなく、倭王の都に入ったのである。つまり、倭王の都は博多湾から少し離れた福岡平野の一面か、その南の丘陵地を越えた大宰府辺りにあったはずである。従って、倭王朝は福岡平野南部か大宰府辺りにあったと考えられる。

これに対して、書紀の記録は裴(世)清等の出迎え、慰労、歓迎を近畿の地で行ったように記録している。それは中国への派遣が小野臣妹子を正使として行なわれ、裴世清一行を近畿に迎えたとするためである。この偽装表現は、推古16年6月の条の後半と8月12日の項で書紀自ら述べ、示している。

⑤『日本書紀』

* (推古十六年六月)

爰に妹子臣、奏して曰さく、「臣、参還る時に、唐帝、書を以ちて臣に授く。然るに百濟国を経過る日に、百濟人探りて掠取れり。是を以ちて上ること得ず」とまをす。

* (推古十六年八月)壬子に、^{12日}

唐客を朝廷に召して、使の旨を奏さしむ。

…(略)…。

時に使主裴世清、親ら書を持ちて、両度再拝みて、使の旨を言上して立つ。

(新編『書紀』2、557頁)

中国国使の裴世清が自ら国書を読み上げたところ。この二つの項によると、煬帝の国書が二通あったことになる。そのようなことは有り得ない。では、どのように理解すればよいか。それは裴世清の持つ国書が唯一で、妹子臣は元々国書など授かっていなのである。さらに国書は倭王に宛てられたもので、推古朝に宛てられてものでない。つまり、中国・隋に派遣されたのは九州の倭国王・多利思北孤の使者であり、小野臣妹子はこの使者に付随して隋を訪れたのであるから、当然に国書など授かる筈はない。

⑥『隋書』

*その王、清と相見え、大いに悦んでいわく、

「我れ聞く、海西に大隋礼義の国ありと。故に遣わして朝貢せしむ。我は夷人、海隅に僻在して、礼義を聞かず。是を以て境内に稽留し、即ち相見えぬ。今故らに道を清め館を飾り、以て大使を待つ。冀くは大国維新の化を聞かんことを」と。清、答えていわく、

「皇帝、徳は二儀に並び、沢は四海に流る。王、化を慕うのを故を以て、行人を遣わして来らしめ、ここに宣諭す」と。

既にして清を引いて館に就かしむ。その後、清、人を遣わしてその王にいつていわく、「朝命既に達せり。請う、即ち塗を戒めよ」と。ここにおいて、宴享を設け以て清を遣わし、また使者をして清に随い来て方物を貢せしむ。

この後遂に絶つ。

(岩波文庫『日本伝』1、72・73頁)

⑦『日本書紀』

* (秋八月辛丑朔の)^{1 2 日}壬子に、

唐客を朝廷に召して、使の旨を奏さしむ。…(略)…。

是に大唐の国信物を庭中に置く。時に使主裴世清、親ら書を持ちて、両度再拝みて、使の旨を言上して立つ。其の書に曰く、

「皇帝、倭皇を問ふ。使人長吏大礼蘇因高等、至り

て懐を具にす。朕、宝命を欽承して、区宇を臨仰す。徳化を弘めて、含靈に覃し被らしめむことを思ふ。…(略)…。

皇、海表に介居して、民庶を撫寧し、…(略)…。

遠く朝貢を脩むということを知りぬ。…(略)…。

故、鴻臚寺の掌客裴世清等を遣し、往意を指し宣べ、并せて物を送ること別の如し」といふ。

* (同上)^{1 6 日}丙辰に、

唐客等を朝に饗へたまふ。

* 九月の辛未の朔にして^{5 日}乙亥に

客等を難波の大郡に饗へたまふ。

* (同)^{1 1 日}辛巳に

唐客裴世清、罷り帰りぬ。則ち復小野妹子臣を以ちて大使とし、吉士雄成は小使とし、福利を通事とし、唐客に副えて遣す。爰に天皇、唐帝を聘ひたまふ。

其の辞に曰く、「東天皇、敬みて西皇帝に白す。…(略)…」という。

* 十七年(609年、大業五年)秋九月に、

小野臣妹子、大唐より至る。唯し通事福利のみ来ず。
(新編『書紀』2、558～563頁)

この『隋書』の末行に「この後遂に絶つ。(此後遂絶)」と記述されている。「遂絶」したのは、隋国か倭国かを確認するために、この段の概略を述べてみる。

倭王は都に入った裴清と大いに喜んで会談した。倭王は隋に朝貢させた理由を述べ、裴清は隋の皇帝の派遣の主旨を述べた。会談後、裴清は退席し、宿舎に就いた。

「その後」(数日後と推測する)、裴清は随行人を使って、「皇帝の用命は既に達成した(ので帰国したい)。ただちに、帰国の準備をして欲しい。」と倭王に要望した。倭王は宴会を開いて感謝の意向を表した。そして、裴清を遣わし、また重ねて使者を裴清に随わせ、方物を貢いだ。

以上のように、倭王・多利思北孤が隋国に使者を派遣した訳と、裴清が倭国に遣って来た訳が記述されているが、これだけでは「此の後、そのまま、すぐに絶えた」理由は分からない。

この大業四年(608)の後、隋は煬帝の代が大業12年(316)まで続いた後、恭帝の義寧2年(618)に滅んだ。この間、隋国から倭国

への遣使の記録はないが、倭国から隋国への遣使の記録はある。それは、『隋書』帝紀・煬帝上、大業六年(610)の条に

倭国、使を遣わして、方物を貢ぐ。

とある記録で、この記録からして絶えさせたのは隋国であったと考える。

隋国は翌年の大業7年(611)から高句麗との戦いが始まり、8年には征討に失敗し、9年、10年にも重ねて出兵したように激化していく時であるので、尚更である。

書紀の記録を見ると、推古十六年(608)八月、近畿朝廷に招かれた裴世清は「国書」を読み上げ、隋皇帝の派遣の主旨を述べている。九月、客等は帰国の祝いの饗宴を難波の大郡で受け、六日後に帰国の途に就いた。この時、小野妹子臣を大使とし、吉士雄成を小使とし、福利を通事として裴世清に随わせた。この件は『隋書』と酷似している。更に、この時国書を持たせており、その内容は『隋書』の大業三年の倭王・多利思北孤の国書に似ている。

このように、『日本書紀』は『隋書』、『北史』などを参考にして「後追い作文」された跡が見られる。

4) 中国側の対応史料はないが、書紀には使者の派遣と関連記事がある。

* 推古二十二年(614年、大業十年) **六月の丁卯^{13日}の朔にして己卯に**

犬上君御田歙・矢田部造を大唐に遣す。

* 推古二十三年(615年、大業十一年) **の秋九月に、**

犬上君御田歙・矢田部造、大唐より至る。

* 推古二十六年(618年、義寧二年) **の秋八月の癸酉の朔に、**

高麗、使を遣して、方物を貢る。因りて、以て言さく、「隋の煬帝、三十万の衆を興して我を攻め、返りて我が為に破られぬ。…(略)…。」

(新編『書紀』2、571～573頁)

618年、煬帝は殺され、恭帝は唐王李淵に禪譲し、隋は滅亡した。

2 『旧唐書』倭国・日本伝と『日本書紀』

618年、李淵(高祖)が唐朝を開き、武徳元年とした。『日本書紀』には614年の隋への派遣と615年の帰還の記事以降、隋への派遣の記録が無くなり、唐開朝以降の記録となっていた。

前段と同じように、『旧唐書』と『日本書紀』を比較してみる。

『旧唐書』は、倭国伝と日本伝に分かれており、

倭国伝は、①倭国の概略を、『隋書』を基に記載し、②貞観五年(631年、舒明三年)の朝貢記録と③貞観二十二年(648年、大化四年)の記録の三つに区分されるが、全文として短い。

日本伝は、長安三年(703年、文武天皇大宝三年)から、開成四年(839年、仁明天皇承和六年)までの約140年間を記録している。この日本伝の遣唐使は、文武天皇以降のもので近畿天皇家が派遣したものに間違いないので検討から外す。

1) 武徳元年(618年、推古二十六年)～貞観三年(629年、舒明元年)

①『旧唐書』

記録なし

②『日本書紀』

* 推古三十一年(623年、武徳六年) **の秋七月に、…(略)…。**

大唐の学問者の僧惠齊・惠光と医惠日・福因等、並びに智洗爾等とに従ひて来り。是に惠日等、共に奏聞して曰さく、「…(略)…。常に通うべし」とまをす。

(新編『書紀』2、579・580頁)

このとき帰ってきたのは、608年に隋に帰った裴清に随って、中国へ行った学生・学問僧等の一部であったであろう。『日本書紀』には倭漢直福因・高向漢人玄理ら八人と限定して名を明記しているが、福因のほかは八人の中に入っていない。復、別の機会に中国に渡ったという記録も無い。

そうすると、僧惠齊・惠光及び医惠日の三名は近畿からの派遣でなく、九州から派遣された人達ではないかと推測される。

2) 貞観五年(631年、舒明三年)

①『旧唐書』

- * 使を遣わして方物を献ず。太宗その道の遠きを矜れみ、所司に勅して歳ごとに貢せしむるなし。
又、新州の刺史高表仁を遣わし、節を持して往いてこれを撫せしむ。表仁、綏遠の才なく、王子と礼を争い、朝命を宣はずして還る。

(岩波文庫『日本伝』2、35頁)

②『日本書紀』

舒明三年には該当する記事はなく、その前後の二年、四年、五年にある。

- * 舒明二年(630年) 秋八月の癸巳の朔にして丁酉に、
大仁犬上君三田耜・大仁薬師恵日を以ちて、大唐に遣す。
- * 舒明四年(632年)の秋八月に、
大唐、高表仁を遣して、三田耜を送らしむ。共に対馬に泊つ。是の時に、学問僧靈雲・僧旻と勝鳥養、新羅の送使等、従へり。
- * (同上) 冬十月の辛亥の朔にして庚寅に、
唐国の使人高表仁等、難波津に泊つ。則ち大伴連馬養を遣して、江口に迎えしむ。…(略)…。
便ち高表仁等に告げて曰はく、「天子の命のたまへる使、天皇の朝に到れりと聞きて迎へしむ」と。
時に高表仁、対へて曰さく、「風寒い日に、船艘を飾整ひて迎え賜うこと、歎び愧る」とまをす。
是に難波吉士小槻・大河内直矢伏に令して、導者として館の前に到らしむ。…(略)…客等を引て館に入らしむ。即日、神酒を給ふ。
- * 舒明五年(633年)の正月の己卯の朔にして甲辰に
大唐の客高表仁等、国に帰る。送使雄厩呂等、対馬に到り還りぬ。(新編『書紀』3、40・43頁)

『旧唐書』の記録は631年の記録であるが、書紀の記録は、その前後の630年・632年・633年の記録である。これは630年(舒明二年)に出発した一行の入唐が631年になったためであろう。

又、唐の使人高表仁の記録が632年(舒明四年)と633年(舒明五年)になっているのも矛盾はないように思うが、その内容である『旧唐書』での高表仁の行動が近畿での行動とする

には疑問が生じる。

その内容とは、

表仁、綏遠の才なく、王子と礼を争い、朝命を宣はずして還る。

である。つまり、禮を争った舒明三・四年当時の王子、即ち太子とは誰であるか、ということである。

書紀の舒明十三年十月十八日の条に、

是の時に、東宮開別皇子、年十六にして誅たてまつりたまふ。(新編『書紀』2、556・557頁)

とある。この記事からすると、太子(東宮)は舒明三年(631年)のとき、六歳の幼児である。大の大人である唐の使人と禮について争える歳でない。また一説に、この王子は山背大兄王であるとしているが、このとき山背大兄王は舒明天皇との皇位争いに敗れ、斑鳩宮に蟄居していた時であり、舒明天皇即位前紀からして、山背大兄王を太子としていたとは考えられない。

このように、復も『旧唐書』は、入唐した倭国の使者が近畿王朝からではなく、九州王朝からであることを指し示している。

3) 貞観二十二年(648年、大化四年)

①『旧唐書』

また新羅に附し表を奉じて、以て起居を通ず。

(岩波文庫『日本伝』2、36頁)

②『日本書紀』

大化四年に該当する記事はない。舒明五年の記事の後の関連記事を拾ってみる。

- * 舒明十一年(639年)秋九月に、
大唐の学問僧惠隠・惠雲、新羅の送使に従ひて京に入る。
- * 舒明十二年(640年)冬十月の乙丑の朔にして乙亥に、
大唐の学問僧清安・学生高向漢人玄理、新羅より伝ひて至れり。仍し、百濟・新羅の朝貢之使共に従ひて来り。(新編『書紀』2、49・51頁)
- * 白雉四年(653年)夏五月の辛亥の朔にして壬戌に
大唐に発遣す大使小山上吉士長丹…(略)…併せて百二十一人、俱に一船に乗る。室原首御田

を以て送使とす。

又、大使大山下高田首根麻呂……(略)……、併せて百二十人、俱に一船に乗る。土師連八手を以て送使とす。

* 白雉五年(654年)二月に、大唐に遣わす押使大錦上高向史玄理、……(略)……、二船に分れて乗り、留連すること数月、新羅道を取りて萊州に泊つ。遂に京に到りて天子に覲え奉る。……(略)……日本国の地理と国初の神名を問ふ。皆問に随ひて答へつ。押使高向玄理、大唐に卒せぬ。

(新編『書紀』2、153・197頁)

大化四年は乙巳の変の後、政治体制の確立の最中であり、唐へ使者を派遣する余裕はなかったと推測する。よって、近畿朝からの派遣はなくて当たり前であり、『旧唐書』の記録は九州朝からの派遣と考えられる。また、上表文を新羅に託して奉じたとあるのは、直接使者を派遣することが出来ない事情が発生したからであると推測する。その事情は後日明らかにしたい。

Ⅲ. まとめ

以上、比較してきたように『隋書』倭国伝・『旧唐書』倭国伝の記録は近畿王朝のものではない。

そして、それは倭国・九州王朝の記録であると確信する。まとめてみると次のようである。

- ① 倭王・多利思北孤は男王であり、女帝ではない。
- ② 冠位十二階は九州朝では、近畿朝より四年以上前に施行されていた。
- ③ 倭王・多利思北孤は仏法を得る為に沙門数十人を送り、併せて国書を送っている。
- ④ 隋は文林郎裴清を倭国に国書を持って遣わし、倭王は裴清を竹斯国で慰勞し、歓談している。
- ⑤ 唐からの帰国者に近畿朝からの渡航記録に無い者が多くいる。
- ⑥ 唐の遣使・高表仁と禮を争った倭国の王子が近畿朝の王子ならば、当時6歳の幼児で、それは有り得ない。

⑦ 貞観二十二年(648年、大化四年)は、近畿朝では乙巳の変の後で、政治体制の確立中で唐へ使者を派遣する余裕は無かった。

以上である。この事とは『宋書』倭国伝の倭の五王の記録についても同様で、九州王朝の記録であるとする事ができる。

政治的連合政権下の近畿からも中国への派遣はなされたであろうが、それは九州政権の派遣に随っての行動であったと考える。

前号に引続いて掲載します。

- ・ 170号(平成26年10月)
- 1 はじめに
- 2 七支刀について
- 3 珊瑚樹について

九州王朝と百済国 (その2)

名古屋市 佐藤章司

4. 継体6年、任那四県の割譲

1) 『日本書紀』から

継体六年(512年)冬十二月の条
百済が使を送り調を奉った。別に上表文を奉って任那国の上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁の四県を欲しいと願った。

哆唎の国守、穗積臣押山が奏上して、この四県は百済に連なり日本とは遠く離れています。百済とこれらの地は朝夕に通い易く、鶏犬のどちらのものか聞き分けにくいほどであり、いま百済に賜って同国とすれば、保全のためにこれに過ぎるものはないと思います。しかし百済に合併しても、後世の安全は保証し難く、まして百済と切り離しておいたのでは、何年ともたないと思います」と言った。大伴大連金村も意見に同調され奏上した。物部大連鹿火を勅を伝える使とされた。彼がまさに難波館に出向き、百済の使に勅を伝えようと言う時

… (中略) …

賜物と一緒に制旨をつけ、上表文に基づく任那の四県を与えられた。

(講談社学術文庫『日本書紀』上、352～353頁)

上の記事は「任那四県の割譲」と言われている事件であるが、朝鮮半島南部に倭地があったからこそこの記事である。ただ、この記事に登場する人物は穂積臣押山・大伴大連金村・物部大連鹿火らであって、割譲の詔勅を与えた要の継体天皇が登場しない不思議さがある。

『後漢書』～『隋書』に記述される倭国(倭国)は国内的視点に立てば九州王朝であって大和王朝ではないのであるから、任那四県の百済への割譲記事も九州王朝史書類からの盗用で間違いなかろう。これが大和王朝の継体天皇の登場しない理由であり、百済王の名前や使者の名前が記載されていない理由である。(『日本書紀』編纂者は百済王の名前を知らなかったし、百済国からの上表文も見えていない。)

穂積臣押山・大伴大連金村^(注1)・物部大連鹿火^(注2)らは九州王朝の人物である。倭王と百済王は「3)」で分析するように「隅田八幡宮人物画像鏡」に刻まれている「日十大王年」であって、百済国王は武寧王である。大和天皇家一元主義者の言う継体天皇(507～531年)の大和王朝ではない。また、百済の使者が滞した難波館^ハは九州王朝の中核地である筑紫にあったということになる。「難波は筑紫にある」^(注3)という認識も歴史を紐解くうえで、重要となる。

2) 県^{あがた}について

かつて、行政単位として県^{あがた}⇒評[?]⇒郡^{こおり}と移り変わるのであるが、

①『筑後国風土記』逸文には

筑後国の風土記に曰く、上妻の県、県の南二里、筑紫の君磐井の墓墳有り

②雄略二十一年(477年)春三月の条(割注)

『日本旧記』に云はく、久麻那利を以て、末多王に賜ふという。蓋し是、誤ならむ。久麻那利は、任那国の下哆唎県^{あがた}の別名なり。(岩波文庫『日本書紀』(三)、84頁)

等の「県」の記述があり、その後700年までは評、701年から郡となる。任那の上哆唎^{おこしたり}・下哆唎^{あろしたり}・娑陀^{さだ}・牟婁^{むろ}は筑紫と同じ行政単位の県である。このことは、筑紫と任那では同じ支配組織があり、朝鮮半島南部は倭国(九州王朝)によって統治されていたのである。

3) 隅田八幡神社の人物画像鏡の銘文から

<要旨>

隅田八幡神社(和歌山県橋本市)が所蔵する「人物画像鏡」(国宝)の鏡背に48字の銘文があり、正確な出土年代や出土地は定かではない、とされている。

この鏡の銘文を検証すると、百済の武寧王から倭王の日十大王年(年は中国風一字名)と男弟王に任那の四県を割譲して与えた見返りにプレゼントされた鏡となる。

<銘文>

癸未年八月日十大王年男弟王在意柴沙加宮時斯麻念長寿遣開中費直穢人今州利二人等取白上同二百旱作此竟

<意識>

癸未年(503年)8月、(倭王)日十大王・年と男弟王が意柴沙加の宮におられる時、(百済王の)斯麻が長寿を念じて開中費直、穢人今州利の二人らを遣わし、白上同二百旱を取ってこの鏡を作る。

人物画像鏡を検討したところ、次のとおりである。

①画像鏡に表記されている人名は如何なる人物か。「斯麻」について

この時代、銘文入り鏡のプレゼントが出来る人物と言えれば大枠限定される。しかも受け取り手は「大王」と「王」の位取りであって、国と国の外交による献上なり下賜なりのプレゼントと見るのが適切であろう。すなわち、斯麻は百済国の武寧王(502年即位)^(注5)と理解すれば、癸未年は503年となる。(443年とする説もある。倭の五王で珍もしくは済であるが、これでは百済王子の「斯麻」が

*1 岩波文庫『日本書紀』(三) 177頁の注書きで大阪市内と記す。

不明となる。癸未年^{きび} = 443年説は成立しない)

人物画像鏡銘文の「斯麻」は武寧王墓誌の「斯麻」で文字が一致する。開中費直は名前表記からみて倭人系百濟人であろう。今州利は百濟系の穢人か？ 百濟国内において複数の民族が混在していた。そんな状況が覗える。

②癸未年八月日十大王年男弟王

斯麻の中国風一字名は「隆」であり、余は姓+隆（一字名）であり、百濟国や倭国においても七支刀に刻まれた倭王「旨」のように使用されていた。その一字名が「年」である。上は「癸未年八月」+「日十大王年」+「男弟王」と、くぎることが出来る。「日十大王年」はヒト大王・年（中国風一字名）であり、大王→王（男弟王）となる倭国の兄弟統治体制が偲ばれる。

上を「癸未年八月日十」と区切って更に日と十を前後させて八月十日と解説しているものが多い、例えば、坂元義種氏は『古代日本金石文の謎』¹⁾で、

癸未年八月日十(十日)、大王の年、男(あるいは平)弟王、意柴沙加に在り時、斯麻、長く奉へむことを念ひて開中費直・穢人今州利の二人等を遣はして白上同(銅)二百早を所し(あるいは以)て此の鏡(鏡)を作らしむ。

(『古代日本金石文の謎』117頁)

と読下している。

原文を改定する上の解説は安易過ぎないか？

この「年」は讚(？～425)・珍(425～?)・濟(？～451)・興(451～462)・武(463～502)に続く倭国の大王名である。すなわち、倭国王名を並べて表記すると

旨(七支刀の銘文から)・・・⇒讚⇒珍⇒濟⇒興⇒武⇒年(人物画像鏡の銘文から)となる。

③意柴沙加宮とは

イシサカ？ 或いはオシサカであろう。503年に在位していた武烈天皇は

- ・長谷の列木^{ナミキ}宮……………『古事記』
- ・泊瀬の列城^{ナミキ}宮……………『日本書紀』

であって、銘文の**意柴沙加宮**とは合致しないし、大和王朝には兄弟統治体制（大王と男弟王）の慣習がない。東アジアにおいて百濟国と対応している倭国は国内的視点に立てば九州王朝となる。

④『日本書紀』から検証する

- ・武烈四年(502年)この年の条
百濟の末多王が無道を行い、民を苦しめた。国人はついに王を捨てて、嶋王を立てた。これが武寧王である。

(講談社学術文庫『日本書紀』上、343頁)

- ・継体十七年(523年)夏五月の条
百濟の武寧王が薨じた。

(講談社学術文庫『日本書紀』上、358頁)

癸未年(503年)の百濟王は武寧王であるから、このことから、人物画像鏡銘文の斯麻は『日本書紀』で記されている嶋王である。

上の解説結果から人物画像鏡は百濟製(百濟で作られた)となるが、直木孝次郎氏は『古代日本金石文の謎』で、

これは男弟王という固有名詞らしい人名が出てきませんが、普通名詞かもしれません。固有名詞とみる場合はヲオト王と読んで、継体天皇にあてるのがふつうです。文中に大和盆地の南部の忍坂の地名と思われるものが出てきますので、明らかに日本製です。

(『古代日本金石文の謎』10頁)

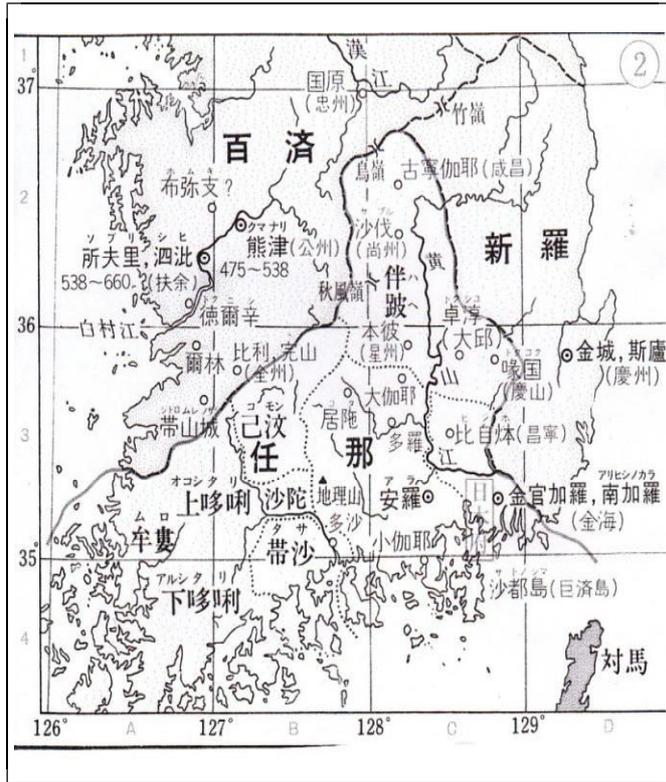
と述べている。

しかし、銘文は日十大王と男弟王の二人の王が明確に刻まれているし、癸未年(503年)は武烈天皇の在世である。しかも、意柴沙加宮はオシサカ(或いはイシサカ)で忍坂はオサカであってオシサカではない。

これらからも、人物画像鏡「日本製」説は成りたない。この鏡の発見や出土状況は不明となっているが、七支刀と同じ様に、滅んだ

*1 『古代日本金石文の謎』: エコール・ド・ロイヤル古代日本を考える 第15巻
石野道博・坂元義種・堀池春峰・鬼頭清明・直木孝次郎・森浩一6名共著、学生社、1991年11月

図1 6世紀の南朝鮮半島区域図



(『日本史地図』、吉川弘文館、1989年4月)

いの神功皇后49年に得た7カ国(県)となるのではなかろうか。この時代(6世紀初め)は序々に領土を失い、朝鮮半島への足場を失っていく様子を読み取れる。

6、朝鮮半島南部の倭地

任那四県の割譲記事の「上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁」の4県は朝鮮半島南西部にあって、13基の前方後円墳があり、九州の王塚古墳(福岡県嘉穂郡桂川町・墳長80メートル)の横穴式石室に類似している。注目すべきは、柳沢一男¹⁾が

朝鮮半島南西部の全羅道一体に分布する13基の前方後円墳や九州系横穴式石室の存在だ。とりわけ、王塚式の横穴式石室が全羅南道の前方後円墳や大型方墳に採用されている事実は重い。

(『描かれた黄泉の世界—大塚古墳』81頁)

と述べていることである。

倭国(九州王朝)から隅田八幡神社に齎らされたということになるであろう。

5、継体7年、任那二県の割譲

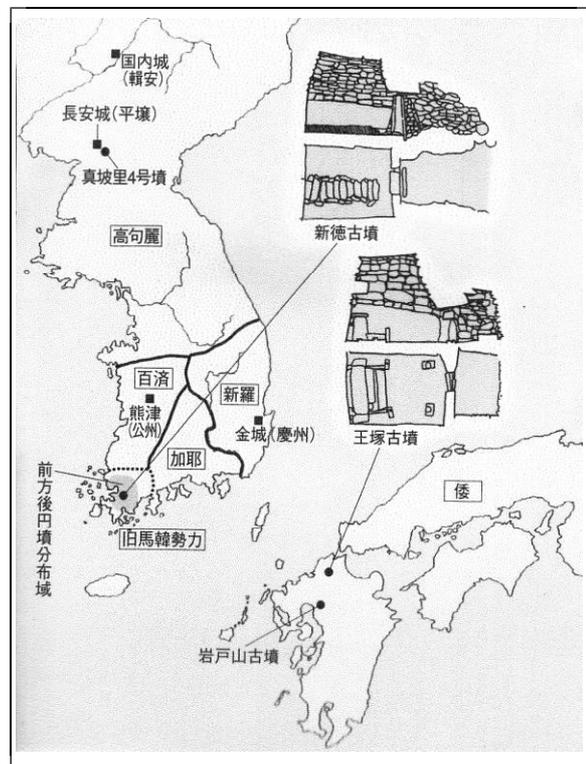
継体7年(513年)冬十一月五日の条朝廷に百済の姐弥文貴將軍が、新羅の汶得至・安羅の辛己奚と賁巴委佐・伴跛の既殿奚と竹汶至らを召しつれて来て、詔を賜って己汶・滯沙を百済に賜った。

この月伴跛国が戢支を遣わして、珍宝を献上し、己汶の地を乞うたがついに賜わらなかった。

(講談社学術文庫『日本書紀』上、355・356頁)

継体6年の任那の上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁の4県の割譲、更に翌年の継体7年、己汶・滯沙の2県の割譲と合わせて、6県を百済国に与えると、任那において残る倭国の主要な領土は洛東江沿

図2 6世紀前後の朝鮮半島勢力分布と倭



(『描かれた黄泉の世界—大塚古墳』81頁)

*1 『描かれた黄泉の世界—大塚古墳』: シリーズ「遺跡を学ぶ」010、柳沢一男著、新泉社、2004年11月

これらの墓の被葬者は倭国（九州王朝）出身の支配者達であろう。

（注1）・（注2） 物部麤鹿火と大伴金村

任那四県の割譲の主役となった物部麤鹿火と大伴金村は九州王朝の主要な臣下であったのであるが、『日本書紀』編纂時に九州王朝の『史書』を盗用して、「九州王朝の隠蔽」の目的を以て、大和王朝の事績として取り込んだのである。隅田八幡神社の「人物画像鏡」銘文から倭王である「日十大王・年」から百濟王である武寧王に与えられた任那の上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁合わせて四県の返礼として造られた鏡であることが解る。

その後、「筑紫君磐井の反乱」として『日本書紀』に記述される事件についても、「物部麤鹿火と大伴金村」は九州王朝の主要人物との視点から再検証が必要となるだろう。

また、斉明天皇7年（661年）8月の百濟救援の為に、後軍の將軍として大山上物部連熊が参戦している。物部連熊は物部氏の末裔であろう。大山上は九州王朝の冠位制度

・宣化元年（536年）秋七月

物部麤鹿火大連が死んだ。この年、太歳丙辰

・宣化二年（537年）冬十月一日

天皇は新羅が任那に害を加えるので、大伴金村連に命じてその子磐と狭手彦を遣わして、任那を助けさせた。この時に磐は筑紫に留まり、その国の政治をとり、三韓に備えた。狭手彦はかの地に行って任那を鎮めまた、百濟を救った。

（講談社学術文庫『日本書紀』上、376・377頁）

と『日本書紀』は記す。宣化紀においても九州王朝の『史書』からの盗用が見られる。

（注3） 難波は筑紫にある

彼（物部大連）がまさに難波館に出向き、百濟の使に勅を伝えようと言う時 …（略）…

賜物と一緒に制旨をつけ、上表文に基づく任那の四県を与えられた。

（講談社学術文庫『日本書紀』下、352～353頁）

百濟の使者は倭国すなわち九州王朝に来ているのであるから、必然的にこの難波館は摂津の

難波ではなくて、倭国の首都である筑紫にあったことになる。

また、任那国の上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁の四県を与えた人物は倭王の「日十大王・年」であるから、難波は宮室をおく筑紫であったこと間違いなからう。

10月例会報告

○「大皇弟」とは誰か？

名古屋市 佐藤章司

（1）天智天皇3年（664年）春2月9日条 **皇太子は弟大海人皇子に詔して、冠位の階名を増加し変更すること …中略… を告げられた。**

その冠位は26階である。

（講談社学術文庫『日本書紀』下、225頁）

この文庫版の「弟大海人皇子」は原文では「大皇弟」とあり、皇太子は「天皇」とある。この大皇弟とは大海人皇子で良いのか検討した。

上の天智3年の「冠位26階」は九州王朝の制定した制度で間違いないので、大皇弟は、大和の大海人皇子ではなくて九州王朝の皇子であり、また、命じた天皇は九州王朝の天皇（天子）であると論じた。

（追記）

天智天皇3年（664年）は九州年号と照らし合わせると、白鳳年号となり、統治した天皇は女性の「中宮天皇」（野中寺弥勒菩薩像銘文から）となり、その弟となる。中宮天皇の弟が統治を補佐したのであろう。そうであるから、冠位制度の改正を天皇から直接、補佐する大皇弟に命じたのである。

（2）天智天皇3年（664年）3月条

百濟王の善光王らを難波に住まわしめた。京の北で星が落ちた。……

（講談社学術文庫『日本書紀』下、225頁）

この難波は筑紫の難波か摂津の難波か検討した。この京は、九州王朝の首都以外にないことから、即ち難波は筑紫にあるとした。

また、「善光王ら」については、岩波文庫『日本書紀』（五）の注書きで、次のように記述し

ている。

禪広とも。百済の義慈王の子か弟か未詳。名は勇か。続記、天平神護2年6月28日条に、舒明朝に豊璋とともに入侍、百済滅亡のために帰国せず。持統朝に百済王と賜姓。卒して正広参を贈られたとある。……（岩波文庫『日本書紀』(五)、31頁）

正広参の冠位は、諸王以外の48階であり48階のうち上から6階であるから、かなりの身分になる。九州王朝の中樞を担ったのであろうと論じた。

○九州王朝と百済国（1）

名古屋市 佐藤章司

『東海の古代』170号(平成26年10月)から「九州王朝と百済国（1）」の「南蛮の枕弥多礼」を中心に補足説明をした。

○欠史八代の天皇と葛城氏

一宮市 竹島正雄

欠史八代とされている天皇と葛城氏との関係を奈良盆地南西部の葛城地域の弥生遺跡と古墳および日本書紀から探り出し、「東海の古代」170号(平成26年10月)で報告した。

その内容を説明し、二代綏靖天皇から九代開化天皇までの八代の天皇が物語の天皇とされているが、そうではなく、葛城地域の豪族の地域的政治連合の経緯を表したものであることを示した。

○古代逸年号に関わる疑念

名古屋市 石田敬一

前回の例会に引き続き、古代逸年号について私見を述べた。

金石文に古代逸年号の発見が少ないことをもって私年号と呼ぶことに疑念を示すとともに、年号から寺名が名付けられた事例を挙げて、法興寺の寺名から法興年号が名付けられたのではなく、法興年号に因んで寺名が名付けられたと示した。

○中国史料による日本古代史（案）

瀬戸市 林 伸禧

中国二十四史書及び史書以外の文献（通典、唐会要、冊府元龜）から、持統・文武天皇まで

の日本に関する記事を抜き出して、「倭国、流球国、蝦夷国等」の年表（案）及び史書ごとにその当時の日本の状況表（案）を作成したので、発表した。

11月例会予定

日時：11月16日（日）午後1時30分～5時

場所：名古屋市市政資料館（第5集会室）

名古屋市東区白壁1丁目3番地

Tel:052-953-0051

参加料：500円（会員無料）

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・市バス「清水口」から南西へ徒歩8分
- ・市バス「市役所」から東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）
- ・詳しくは、本会ホームページの「例会－市政資料館案内図」で確認してください。

今後の予定

12月例会：12月14日（日）名古屋市市政資料館

1月例会：1月18日（日）名古屋市市政資料館
例会は、12月は第2日曜日、1月は第3日曜日です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配付される場合は、「20部」ご用意願います。